

## 鹿 児 島 県 公 報

令 和 2 年 6 月 26 日 ( 金 ) 第 118 号 の 4



発 行 鹿 児 島 県  
〒890-8577 鹿 児 島 市 鴨 池 新 町 10 番 1 号  
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課  
定 例 発 行 日 ( 毎 週 火 , 金 )

## 目 次

(※については例規集掲載事項)

ページ

訓

令

○鹿 児 島 県 税 事 務 決 裁 規 程 の 一 部 を 改 正 す る 訓 令 (※)

( 税 務 課 取 扱 い ) 1

## 訓 令

## 鹿 児 島 県 訓 令 第 7 号

鹿 児 島 県 税 事 務 決 裁 規 程 の 一 部 を 改 正 す る 訓 令 を 次 の よう に 定 め る。

令 和 2 年 6 月 26 日

鹿 児 島 県 知 事 三 反 園 訓

鹿 児 島 県 税 事 務 決 裁 規 程 の 一 部 を 改 正 す る 訓 令

鹿 児 島 県 税 事 務 決 裁 規 程 ( 昭 和 43 年 鹿 児 島 県 訓 令 第 10 号 ) の 一 部 を 次 の よう に 改 正 す る。

別表第1の1の項地域振興局等の総務企画部長の専決事項の欄第6号中「地方税」を「県税」に改め、同欄第8号中「取消し(法15、15の3①③)」を「延長若しくは取消し(法15①③④⑤、15の2の2、15の3①③、附則59①③)」に改め、同欄第9号中「の猶予」を「を猶予し、」に、「15の2②」を「15の2の3②」に改め、同欄第10号中「取消し(法15の5①③、15の6)」を「延長若しくは取消し(法15の5、15の5の2③、15の5の3②、15の6、15の6の2③、15の6の3②、附則59④)」に改め、同欄第11号中「15の5②」を「15の5の3①、15の6の3①」に改め、同欄第12号中「又はその取消し」を「若しくはその取消し又は納税義務の消滅」に改め、同欄第13号中「20の9の5②」の次に「、附則59③」を加え、同欄第14号中「徴取又はその解除(法16の3①③⑨)」を「提供命令又は保全担保の解除(法16の3①⑨)」に改め、同欄第17号中「増担保の提供要求又はその解除(法16の4⑦)」を「保全担保又は保全差押えの場合の増担保の提供、保証人の変更その他担保確保に係る要求(法16の3③、16の4⑦)」に改め、同欄第18号中「16の5①③」を「16の5①②③」に改め、同欄第19号中「条例14①③、法20の9の5」を「20の9の5、条例14①③」に改め、同項鹿 児 島 地 域 振 興 局 総 務 企 画 部 県 税 管 理 課 長 の 専 決 事 項 の 欄 第 1 号 中 「 並 び に 」 を 「 又 は 」 に 改 め 、 「 及 び 通 知 」 を 削 り 、 同 欄 第 3 号 中 「 取 消 し ( 法 15 ② ③ ④ ) 」 を 「 延 長 若 しくは 取 消 し ( 法 15 ② ③ ④ ⑤ 、 15 の 2 の 2 ) 」 に 改 め 、 同 欄 第 4 号 中 「 徴 収 猶 予 」 を 「 徴 収 の 猶 予 又 は 換 価 の 猶 予 」 に 、 「 15 の 2 ③ ④ 」 を 「 15 の 2 の 3 ③ ④ 、 15 の 5 の 3 ② 、 15 の 6 の 3 ② 」 に 改 め 、 同 欄 第 5 号 中 「 徴 収 猶 予 又 は 換 価 猶 予 」 を 「 徴 収 の 猶 予 又 は 換 価 の 猶 予 」 に 改 め 、 同 欄 第 6 号 中 「 金 融 機 関 等 」 を 「 金 融 機 関 」 に 改 め る。

附 則

こ の 訓 令 は 、 令 和 2 年 6 月 26 日 か ら 施 行 す る 。